第 7 年 度 事 業 報 告 書

2009年9月1日から2010年8月31日まで

特定非営利活動法人 日野子ども劇場

1 事業の成果

子どもの文化体験の場を子どもとおとなが一緒につくり出すことができた。 地域の子どもたちの参加があり、豊かな体験の機会をつくることができた。 地域の団体や近隣の子ども劇場と協力したり、行政と協働したりすることで活動を広げる事ができた。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	内 容	実 施日 時	実 施場 所	従事者 の人数	受益対象者 の範囲及び 人 数	支出額 (円)
子どもの成長と 社会参画を支援 する事業	子どもの芸術文化体験の場づくりの活動 (ファーブル昆虫記) 日野、調布、府中子ども劇場合 同	9月23日	府中の森 芸術劇場 ふるさと ホール	6人	地域の 子どもと大人 350 人	174710
n	子どもの芸術文化体験の場づく りの活動 薪能	9月26日	日野市中 央公園		地域の 子どもと大人 700 人	113000
"	子どもの芸術文化体験の場づく りの活動 「12 人の怒れる男たち」東京芸術 座 (日野、立川、多摩、調布、八王	12月26日	調布 立		地域の 子どもと大人 377 人	85920
"	子どもの芸術文化体験の場づくりの活動 おはなしちんどん劇団風の子 (日野、調布、)	2010	調布市文 化会館た づくり大 会議場		地域の 子どもと大人 100 人	48376
"	子どもの芸術文化体験の場づく りの活動 ワンダードラムパフォーマンス		八王子 いちょう ホール		地域の 子どもと大人 560 人	130500
"	子どもの芸術文化体験の場づく りの活動 松元ヒロソロライブ	2010 4月18日	日野市民 会館小ホール	6人	地域の 子どもと大人 95 人	172209
11	子どもの芸術文化体験の場づく りの活動 ケロポンズ親子コンサート	2010 7月18日	日野市民 会館 大 ホール		地域の 子どもと大人 506	640829

事業名	内 容	実 施日 時	実施場所	従事者 の人数	受益対象者 の範囲及び 人 数	支出額 (円)
n.	子どもの文化体験の場づくり もちつき (ひの市民活動支援センターまつ りに参加)	2009 12月6日	ひの市民 活動支援 センター		地域の 子どもと大人 300人	0
"	子どもの文化体験の場づくり そりあそび 「雪の祭典 そりンピック」		長野県 望月少年 自然の家		地域の 子どもと大人 44 人	364900
"	子どもの文化体験の場づくり 日野子ども劇場まつり	5月22日	多摩平の 森 ふれあい 館	6人	地域の子ども と大人 100 人	0
"	子どもの文化体験の場づくり 「日野子ども劇場キャンプ」	2010年 7月31日 8月1日	氷川キャン プ場	6人	地域の 子どもと大人 41人	138000
研究・研鑽する事業	学習会等		国立 オリンピッ ま 記 会 ま や 十 他		文化事業従事 者 延べ20人	21200

特定非営利活動法人 日野子ども劇場定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人日野子ども劇場という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都日野市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、子どもたちを対象に「子どもたちが人間らしく生きるために、日野市及び周辺地域の人たちと一緒に、子どもの文化活動を進めます。それを通して子どもたちの友情と自主性、創造性を育み、健全な成長をはかること」を目的とする。

(特定非営利活動の種類)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。
 - (1) 子どもの健全育成を図る活動
 - (2) 文化、芸術またはスポーツの振興を図る活動
 - (3) 社会教育の推進を図る活動
 - (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
 - (5) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
 - (6) 上記の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

- 第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業 を行う。
 - ① 芸術文化体験・自然体験・遊びを含めた生活文化体験等を通した、子どもの成長と社会参画を支援する事業
 - ② 子どもと大人の仲間づくりや育ち合いの場づくり、地域住民のネットワークづくり等を通した、子育て支援の事業
 - ③ 子どもの権利の擁護及び子どもをとりまく文化・自然環境整備のための事業
 - ④ 子どもに関する調査・研究ならびに講演会・セミナー等の開催、子どもの成長をサポートする人材育成等の研修・研鑚事業
 - ⑤ 地域の諸団体との連携及び交流を推進する事業
 - ⑥ 活動及び調査・研究成果等について、会報の発行等を通して広報・普及する事業

第3章 会員

(種別)

- 第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。
 - (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、入会する個人
 - (2) 活動会員 この法人の目的に賛同し、活動に協力できる個人
 - (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、活動を支援する個人及び団体

(入会)

- 第7条 会員の入会については、特に条件は付さない。
 - 2 会員として入会しようとする者は、入会申込書を理事長に提出するものとする。 理事会は、正当な理由がない限り、その者の入会を認めなければならない。
 - 3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人 にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員は、退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。

(会員の資格喪失)

- 第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。
 - (1) 退会届の提出をしたとき。
 - (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき、又は会員である団体が消滅したとき。
 - (3) 正当な理由なく会費を1年以上滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。
 - (4) 除名されたとき。

(除名)

- 第 11 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
 - (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

- 第13条 この法人に次の役員を置く。
 - (1) 理事 5人以上 20人以内
 - (2) 監事 1人以上 2人以内
 - 2 理事のうち、1人を理事長、1人以上3人以内を副理事長、1人を専務理事とする。

(選任等)

- 第14条 役員は、総会において選任する。
 - 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
 - 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人 を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3 分の1を超えて含まれることになってはならない。
 - 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
 - 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

- 第15条 理事長は、この法人を代表して、その業務を統括する。
 - 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序により、その職務を代行する。
 - 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を 執行する。
 - 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関して不正の行為又は 法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総 会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

- 第16条 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
 - 3 役員は、就任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを 補充しなければならない。

(解任)

- 第 18 条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。
 - (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の業務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
 - 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を 与えなければならない。

(報酬等)

- 第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
 - 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関して必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局及び職員)

- 第20条 この法人に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置く。
 - 2 事務局長は、理事会の承認を経て理事長が委嘱し、職員は理事長が任免する。
 - 3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第5章 会議

(種別)

- 第21条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。
 - 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

- 第23条 総会は、以下の事項について議決する。
 - (1) 定款の変更
 - (2) 解散及び合併
 - (3) 会員の除名
 - (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
 - (5) 事業報告及び収支決算並びにその変更
 - (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
 - (7) 入会金及び会費の額
 - (8) 解散における残余財産の帰属先

(9) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

- 第24条 通常総会は、年1回事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
 - 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。
 - (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(総会の招集)

- 第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。
 - 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から 30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
 - 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、 少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第27条 総会は、正会員総数の過半数の出席がなければ開催することができない。

(総会の議決)

- 第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。
 - 2 総会の議事は、出席した正会員の過半数の同意をもって決する。

(総会での表決権等)

- 第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。
 - 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
 - 3 2項の規定により表決した当該正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会 及び理事会に出席したものとみなす。
 - 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する構成員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

- 第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあたっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
 - 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

(理事会の構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

- 第32条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。
 - (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

- 第33条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の 請求があったとき。
 - (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から請求があったとき。

(理事会の招集)

- 第34条 理事会は、理事長が招集する。
 - 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事 会を招集しなければならない。
 - 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、 開催日の少なくとも10日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(理事会の議決)

- 第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
 - 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するとこ

ろによる。

(理事会での表決権等)

- 第37条 各理事の表決権は、平等なものとする。
 - 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
 - 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出 席したものとみなす。
 - 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わること ができない。

(理事会の議事録)

- 第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあっては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
 - 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印または 署名、押印しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
 - (2) 会費
 - (3) 寄付金品
 - (4) 資産から生じる収入
 - (5) 事業に伴う収入
 - (6) その他の収入

(資産の管理)

- 第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て別に定める。
 - 2 この法人の資産は、特定非営利活動にかかわる事業に関する資産とする。

(会計の原則)

- 第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。
 - 2 この法人の会計は、特定非営利活動にかかわる事業会計とする。

(経費の支弁)

第42条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事会が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

- 第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は 理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することがで きる。
 - 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

- 第45条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、 毎事業年度終了後、速やかに、理事会が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
 - 2 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年9月1日に始まり翌年8月31日に終わる。

(予備費)

- 第47条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
 - 2 予備費を使用する時は、理事会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 48 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の承認を経なければならない。

(解散)

- 第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。
 - (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による設立の承認の取り消し
 - 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を受けなければならない。 (残余財産の帰属)
- 第50条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、 法第11条第3項に規定する法人のうちから、総会において選定したものに譲渡する。

(合併)

第 51 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員の4分の3以上の議決を経、 かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 雜則

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに、官報に掲載してこれを行う。

(細則)

第53条 この定款の施行について必要な細則は、総会の議決を経てこれを定める。

附則

- 1. この定款は、この法人の設立の日から施行する。
- 2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

 役職名
 氏名

 理事長
 久米本一恵

 副理事長
 齋藤野里

 下村晴子
 白旗順美

専務理事山崎惠子理事本田眞弓監事大久保千惠子

三瓶昌惠

- 3. この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、設立の日から 平成16年10月31日までとする。
- 4. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第35条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5. この法人の設立当初の事業年度は、第38条の規定にかかわらず、この法人の設立の日から平成16年8月31日までとする。
- 6. この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金①正 会 員500円②活動会員500円

 (2)会費
 ①正会員
 月会費
 1,500円

 ②活動会員
 月会費
 1,500円

 ③替助会員(個人)年会費1口
 6,000円

 (団体)年会費1口
 10,000円

2004年10月17日一部改正